

つちはし事務所通信

2

February
2014



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2014年2月1日

注目トピックス 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督状況 公表

厚生労働省は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に「過重労働重点監督」をすると以前から発表しておりましたが、9月の「過重労働重点監督月間」での監督状況を公開しました。

重点監督の結果のポイント

1 重点監督の実施状況

「過重労働重点監督月間」中、5,111 事業場に対して、重点監督を実施しました。

そのうち、4,189 事業場(全体の 82%)で何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

<違反の内訳>

- ・違法な時間外労働があったもの: 2,241 事業場(43.8%)
- ・賃金不払残業があったもの: 1,221 事業場(23.9%)
- ・過重労働による健康障害防止措置が実施されていないもの: 71 事業場(1.4%)



2 申告受理・申告監督の実施状況

1のほか、「過重労働重点監督月間」中に、労働者から 2,495 件の申告を受け、2,094 事業場に対して申告監督を実施しました。

そのうち、1,491 事業場(申告受理件数の 71.2%)で何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

3 違反・問題等の主な事例

重点監督及び申告監督において、是正勧告等を行った違反・問題等の主な事例は次のとおりです。

- ・長時間労働等により精神障害を発症したとする労災請求があった事業場で、その後も、月 80 時間を超える時間外労働が認められた事例
- ・社員の7割に及ぶ係長職以上の者を管理監督者として取り扱い、割増賃金を支払っていない事例
- ・営業成績等により、基本給を減額していた事例
- ・月 100 時間を超える時間外労働が行われていたにもかかわらず、健康確保措置が講じられていなかった事例
- ・無料電話相談を契機とする監督指導時に、36 協定で定めた上限時間を超え、月 100 時間を超える時間外労働が行われていた事例
- ・労働時間が適正に把握できておらず、また、算入すべき手当を算入せずに割増賃金の単価を低く設定していた事例
- ・賃金が、約1年にわたる長期間支払われていなかったことについて指導したが、是正されない事例

昨年は「ブラック企業」という言葉も流行しましたが、政府も「ブラック企業」の取り締まりを強化しています。

強化監督の中で特に注意したいのは、「時間外労働が多すぎないか」「割増賃金が正当に支払われているか」「健康診断や医師による面接などを適切に行っているか」という主に3つのポイントです。

割増賃金の計算の仕方や、長時間労働者に対する健康確保措置について、不安がありましたら、ご相談ください。



年度単位で「時間外労働・休日労働に関する労使協定」（いわゆる 36 協定）を締結している例が多いことから、そろそろ来年度の協定の作成準備に取りかかる企業もあるのではないのでしょうか。昨年、厚生労働省から「平成 25 年度労働時間等総合実態調査結果」が発表され、その中に 36 協定の締結に関する調査がありました。そこで、今回はこの内容についてとり上げます。

1. 36 協定とは？

本来は法定労働時間(1日8時間1週40時間)を超えて労働させたり、休日に労働させることは労働基準法に抵触するのですが、36協定を締結して労働基準監督署に届出することによって労働基準法違反でなくなります。

2. 36 協定締結の有無

36協定を締結している事業場は**55.2%**と、前回の37.4%と比較してかなり上昇し、法令順守の意識が高まっていることが分かります。企業規模別にみると、大企業が94.0%、中小企業が**43.4%**と、中小企業では36協定の締結がまだ十分に行われていないことが明らかになりました。

3. 延長時間の傾向

36協定で延長する時間として、1ヶ月の時間数については45時間としている割合が全体の70.0%、1年については360時間が全体の76.5%となっており、時間外労働の限度に関する基準の限度時間に集中する傾向にあります。

4. 特別条項付きの締結の有無

上記の限度時間を超えて臨時的に時間外労働を行う必要がある場合は、特別条項付きの36協定を締結しておく必要がありますが、それを締結している事業場は40.5%となっており5年前(27.7%)よりも大幅に上昇しています。

5. 企業の意識傾向

特別条項付きの36協定についても、限度時間を超える特別延長時間を定める必要があります。1ヶ月につき80時間超・100時間超としていた企業割合は**減少傾向**にあり、1年については1,000時間超の割合が**減少**、800時間超については**大幅に減少**しています。昨今過重労働対策として、時間外労働そのものが短くなるようにしていくことが求められています。企業は業績を維持してゆく必要があるわけですから、労働時間の減少をはかることは容易なことではありません。今回の調査報告をみると、企業努力が感じられる結果となっています。

あとがき◆つちはし事務所より

☆通称「36(サブロク)協定」とは、労働基準法第36条を根拠にした協定で、労働基準監督署が調査に入ったら、真っ先に見られ、監督署への提出ができていなければ「是正勧告」をされる重要チェック項目です。従業員が10人未満であっても、残業をさせる場合は、毎年労働基準監督署に提出の必要があります。逆にだらだら残業にお悩みの場合は、36協定以上に残業をさせることは法律違反となるからと、残業の抑制として使うという手法もあります。

36協定の締結をお考えの方、36協定更新の準備に取りかかれる方、また36協定や労働時間管理について、もっと詳しく知りたいという方は、どうぞお気軽につちはし事務所までご連絡ください。

☆先月号でお知らせした通り今月**2月14日金曜日、県外から講師をお招きして介護事業者様向けのセミナーを開催**いたします。講師は、介護業界の若き旗手・辻川泰史先生と、最強介護事業コンサルタントの小濱道博先生。このお2人の話が徳島で聞けるのは2度とないチャンスです。介護業界、医療業界の経営者・管理者様には、お勧め。会場の関係で、定員は50名となっております。お席も埋まってきておりますので、お申し込みはお早めに！！

☆上記セミナーのため、**つちはし事務所は2月14日金曜日、お休みさせていただきます**。お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。